

報 道 資 料

発表日：平成25年9月10日（火）
所 属：総務部知事公室防災統括室
防災企画係：池田、鳥山
電 話：0742-27-8425（ダイヤル）
内 線：2271
E-mail：bosai@office.pref.nara.lg.jp

「危機発生時の支援協力に関する協定」の締結について

奈良県では、災害等の危機発生時にゴルフ場施設における支援協力を得るため、一般社団法人 関西ゴルフ連盟との間で「危機発生時の支援協力に関する協定」を締結しました。

1. 目 的

奈良県内の区域において災害が発生した場合に、加盟ゴルフ場施設（248施設（うち県内ゴルフ場30施設））を緊急避難地として利用し、県民の安全を図ることを目的とする。

2. 協定内容

- ・被災者のクラブハウスへの収容
- ・飲料水、食事場所の提供
- ・浴場の提供
- ・臨時ヘリポートの設置
- ・緊急車両の駐車
- ・上記以外、特に要請のあった事項

3. 協定締結団体

名称：一般社団法人 関西ゴルフ連盟
設立時期：1926年（大正15年）
代表者名：理事長 森下 洋一

4. 締結日時

平成25年9月10日（火）

5. 参考資料

- 別添のとおり
- ・協定書
 - ・奈良県内ゴルフ場一覧

危機発生時の支援協力に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人関西ゴルフ連盟（以下「乙」という。）とは、甲の区域において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第1条に掲げる事態（以下「危機」という。）が発生した場合に、乙に加盟するゴルフ場施設（以下「施設」という。）において支援協力を行うことについて、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、危機が発生した場合に、施設を緊急避難地等として利用し、県民の安全の確保を図ることを目的とする。

（対象となる場合）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙又は施設に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- （1） 甲の区域において避難を要する危機が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 甲の隣接府県等における危機への対応のため、当該府県等から応援要請があったとき。
- （3） その他特に必要と認めるとき。

（支援協力の要請）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- 2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、支援協力が円滑に行われるよう施設に対して必要な連絡・調整を行うものとする。
- 3 甲は前条の規定により、施設に直接要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙又は施設に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとし、甲は、支援協力を受諾した施設と支援協力の方法等について協議を行い、支援協力を受けるものとする。

- （1） 被災者のクラブハウスへの収容
- （2） 飲料水、食事場所の提供
- （3） 浴場の提供
- （4） 臨時ヘリポートの設置
- （5） 緊急車両の駐車
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（施設を利用する県民の輸送）

第5条 この協定に基づき施設を利用する県民を輸送する必要がある場合は、甲が輸送を行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

(費用経費の負担)

第6条 施設が実施した支援協力を要した経費は、要請団体が負担する。

2 前項の費用は、当該施設において支援協力を行うために要する通常の実費とし、甲と乙又は施設が協議して定める。

(施設名簿)

第7条 乙は、施設のうち支援協力を実施できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(取扱い窓口)

第8条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては総務部知事公室防災統括室、乙にあつては一般社団法人関西ゴルフ連盟内事務局とする。

2 甲又は乙は、前項の取扱い窓口の変更があつた場合には、その旨を相手方に届け出るものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から更に、1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結の証として協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月10日

甲 奈良県
知事 荒井 正吾

乙 一般社団法人 関西ゴルフ連盟
理事長 森下 洋一

奈良県内加盟ゴルフクラブ一覧

(平成25年6月現在)

	加盟クラブ名	住所	電話番号
1	秋津原ゴルフクラブ	御所市朝町1075	0745-66-2501
2	阿騎野ゴルフ倶楽部	宇陀市大宇陀区栗野1035-1	0745-83-3939
3	飛鳥カンツリー倶楽部	奈良市二名7-1441	0742-45-0881
4	宇陀カントリークラブ	宇陀市大宇陀区岩清水23	0745-83-2800
5	オークモントゴルフクラブ	山辺郡山添村 岩屋3316	0743-87-0031
6	春日台カントリークラブ	天理市福住町7453	0743-69-2131
7	木津川カントリー倶楽部	奈良市下狭川町1824	0742-95-0031
8	グランデージゴルフ倶楽部	吉野郡吉野町色生810-1	0746-35-7788
9	KOMAカントリークラブ	奈良市月ヶ瀬石打1456	0743-92-0001
10	シプレカントリークラブ	五條市木ノ原町963	0747-22-8181
11	新奈良ゴルフ倶楽部	奈良市平清水町85	0742-95-0211
12	ディアパークゴルフクラブ	奈良市須山町95	0742-81-0101
13	天理ゴルフ倶楽部	天理市苜原町福ヶ谷793	0743-69-2031
14	ナパラゴルフクラブ	天理市山田町888番地	0743-68-6000
15	奈良OGMゴルフクラブ	奈良市萩町709	0743-84-2003
16	奈良カントリークラブ	五條市今井町1141	0747-22-2391
17	奈良国際ゴルフ倶楽部	奈良市宝来5-10-1	0742-45-4101
18	奈良の杜ゴルフクラブ	奈良市忍辱山町1735	0742-93-0511
19	奈良白鳳カンツリークラブ	山辺郡山添村切幡天津山	0743-87-0331
20	奈良万葉カンツリー倶楽部	奈良市八島町470	0742-61-8531
21	奈良柳生カントリークラブ	奈良市大柳生町4800	0742-93-0789
22	奈良ロイヤルゴルフクラブ	吉野郡大淀町大岩66-1	0745-67-1111
23	奈良若草カントリー倶楽部	奈良市下深川町850-6	0743-84-0341
24	花吉野カンツリー倶楽部	吉野郡大淀町 今木1004-71	0747-53-2290
25	法隆寺カントリー倶楽部	生駒郡斑鳩町三井1052	0745-75-2551
26	万壽ゴルフクラブ	山辺郡山添村 切幡1424	0743-87-0221
27	ムロウ36ゴルフクラブ	宇陀市室生区向淵2248	0745-92-2487
28	八重桜カントリークラブ	天理市山田町1211	0743-69-2226
29	ヤマトカントリークラブ	天理市福住町1123	0743-69-2106
30	吉野カントリークラブ	吉野郡大淀町馬佐634	0746-32-0361